

平成20年第3回三笠市議会定例会

平成20年9月26日(第3日目)

議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | | 議案第43号から議案第61号までについて(委報第5号) |
| 日程第 3 | 議案第63号 | 三笠市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 4 | 議案第64号 | 議員派遣について |
| 日程第 5 | 議案第65号 | 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 6 | | 認定第1号から認定第8号までについて |
| 日程第 7 | 意見書案第8号 | 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書 |
| 日程第 8 | 意見書案第9号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 |
| 日程第 9 | 意見書案第10号 | 農業用生産資材高騰に関する意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第11号 | 北海道開発の枠組み堅持を求める意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第12号 | 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書 |

出席議員(11名)

- | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|-----|---------|
| 議長 | 5番 | 高橋 守氏 | 副議長 | 1番 | 丸山 修一氏 |
| | 3番 | 佐藤 孝治氏 | | 4番 | 齊藤 且氏 |
| | 6番 | 武田 悌一氏 | | 7番 | 儀 惣 淳一氏 |
| | 8番 | 猿田 重夫氏 | | 9番 | 谷津 邦夫氏 |
| | 10番 | 藤浪 成憲氏 | | 11番 | 扇谷 知巳氏 |
| | 12番 | 熊谷 進氏 | | | |

欠席議員(1名)

2番 岩崎龍子氏

説明員

市 長	小林和男氏	副 市 長	西城賢策氏
総務部長	森原 裕氏	総務課長	星野直義氏
財務課長	右田 敏氏	企画経済部長	松本哲宜氏
企画振興課長	須河恵介氏	農林課長	松浦基晴氏
商工観光課長	中村正法氏	環境福祉部長	澤上弘一氏
市民生活課長・	内田克広氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
選管事務局長			
保健福祉課長	永田 徹氏	建設部長	中沢敏男氏
建設管理課長	金子 満氏	建設課長	米田廣文氏
水道課長	作佐部盛秀氏	教育委員長	大野政行氏
教 育 長	富樫繁樹氏	教育次長	黒田憲治氏
学校教育課長	栗山俊彰氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長	吉田正幸氏	消 防 長	富田照男氏
消防署長兼	辻道元信氏	消 防 課 長	石岡竹志氏
総務予防課長			
監 査 委 員	宇野政美氏	監査委員事務局長	土岐 学氏
出席事務局職員			
議会事務局長	北山一幸氏	総務係長	豊口哲也氏

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

一般行政報告の追加について市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 市工事について御報告申し上げます。

今回の追加の市工事は、道道岩見沢三笠線改築工事に伴う支障配水管移設補償工事1件で、内容は弥生藤枝町の幾春別川にかかる盤の沢橋にかわり、現在工事中の新しい橋となる清藤橋前後に北海道の補償を受けて市の配水管を移設するものであります。

工事内容につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

以上であります。

議長（高橋 守氏） これより、行政報告に対する質問に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第2 議案第43号から議案第61号までについて（委
報第5号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第5号、議案第43号から議案第61号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において、特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

条例等審査特別委員会藤浪委員長、登壇報告願います。

（条例等審査特別委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

条例等審査特別委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議において付託になりました

議案につきまして、その審査の経過と結果についてを御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第43号から議案第61号までについての計19件であります。

以下、報告申し上げますが、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

初めに、議案第43号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第44号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第45号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第46号三笠市助産施設入所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号三笠市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号三笠市重度心身障害者医療費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号三笠市土地開発公社定款の一部変更について、議案第54号北海道市町村備荒資金組合理約の変更に関する協議について、議案第55号平成20年度三笠市一般会計補正予算（第2回）について、議案第56号平成20年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）について、議案第57号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第58号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第59号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議案第60号平成20年度三笠市育英特別会計補正予算（第1回）について、議案第61号土地の取得については、特段の討論もなく、議案可決するものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について御報告いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第43号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第44号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第45号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第46号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第47号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第48号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第49号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第50号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第51号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第52号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第53号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第54号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第55号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第56号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第57号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第58号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第59号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第60号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、議案第61号について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第43号から議案第61号までにつ
いての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第43号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第43号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、条例等審査特別委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第44号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第44号地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第45号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第45号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号三笠市助産施設入所条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第47号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第48号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第48号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第48号三笠市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第49号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市重度心身障害者医療費条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第50号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第51号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第51号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第51号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第52号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第52号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第53号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第53号三笠市土地開発公社定款の一部変更については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第54号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第54号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第54号北海道市町村備荒資金組合規約の変更に関する協議については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第55号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第55号平成20年度三笠市一般会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第56号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第56号平成20年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第57号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第57号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第58号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第58号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第59号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第59号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第60号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第60号平成20年度三笠市育英特別会計補正予算については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第61号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第61号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第61号土地の取得については、条例等審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第63号 三笠市議会会議規則の一部を改正 する規則の制定について

議長(高橋 守氏) 日程の3 議案第63号三笠市議会会議規則の一部を改正する規

則の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。
続いてお諮りします。

議案第63号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第63号三笠市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

この際、本件公布手続のため、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時23分

議長(高橋 守氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第64号 議員派遣について

議長(高橋 守氏) 日程の4 議案第64号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。
続いてお諮りします。

議案第64号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第64号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 議会運営委員会及び各常任委員会

所管事項調査について

議長（高橋 守氏） 日程の5 議案第65号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第65号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第6 認定第1号から認定第8号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の6 認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 認定第1号平成19年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成19年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成19年度予算は、定率減税の廃止、三位一体改革による税源移譲などにより、市税収入が増加する一方で、ここ近年の地方財政計画は、前年度を下回る状況であり、とりわけ歳入総額の半分を占める普通交付税については、人口と居住地行政区域面積を重点に置いた算入を基礎とする新型交付税を導入することになり、この影響などによって減収となる見込みから、限りある経常収入に見合う予算とするため、経常経費の徹底した見直しを実施するとともに、指定管理者制度を積極的に導入するほか、引き続き、自立対策が

ランと一層の行財政改革を推進し、第7次総合計画や振興開発構想の実現と、市民と行政の協働によるまちづくりを基本目標に、小さくて効率的な市役所を目指して予算編成を行ったものであります。

また、政策的予算においては、統一地方選挙の実施年度であることから、当初予算については、必要最低限の事業を措置し、年度途中において、独自政策の優先度を十分厳選し、振興開発構想の実現を念頭に、空知産炭地域総合発展基金の有効活用を図りながら、サンファームエリア再開開発関連事業、公営住宅建てかえ事業、弥生共同浴場建設事業、福祉灯油助成事業などのほか、その他緊急を要する事項について対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯や目的をしっかりと認識し、限られた財源の中で市民要望にいち早くこたえられるよう計画的に執行するとともに、効率的な予算執行を行い、将来に向け安心できる財政運営を目指し、健全化を推進してきたものであります。

歳入については、事業実施に当たり、国・道支出金など、市にとって有効な財源の活用・確保に努めたほか、減収対策として、過去からの徹底した行財政改革の推進実績を国などに対して強く主張し、財源確保を図りました。

加えて、さらなる滞納対策を強化するため、継続的に特別徴収対策本部会議を開催し、全職員が意識を持って収納活動に取り組んだほか、法的措置への取り組みも進め、収納率の向上に努めたものであります。

歳出については、予算執行の過程においても、常にその必要性を客観的な視点で十分検証し、住民サービスに影響が出ない範囲で節減に努め、一定の繰り越しができるよう執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額9億3,457万1,000円に対し、歳入決算額は9億8,987万9,587円で、予算に対する収入率は97.3%であります。

一方、歳出決算額は8億8,005万5,606円で、予算に対する執行率は95.0%であります。

この結果、歳入歳出差引額は2億9,823,981円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

なお、平成19年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号平成19年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、平成19年度予算は、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の実施に向けた所要の経費を措置するとともに、なお一層の全体経費の見直しと老人医療費の適正化を図り、健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、国・道負担金及び支払基金交付金等の収入確保を図りながら、

事務的経費の効率的な執行に努め、医療費については、医療費通知の実施及びレセプト点検等を行い医療費の適正化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額 2 億 7 億 6,221 万 5,000 円に対し、歳入決算額は 2 億 4 億 4,701 万 5,284 円で、予算に対する収入率は 88.6%であります。

一方、歳出決算額は 2 億 4 億 4,686 万 5,482 円で、予算に対する執行率は 88.6%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は 1 億 4 万 9,802 円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、本会計は老人保健法の規定によりその年度の法定負担分は概算交付され、翌年度に精算するものであります。

次に、認定第 3 号平成 19 年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成 19 年度予算は、国の医療制度改革に伴い、平成 20 年度からの高齢者医療制度や特定健康診査等の実施の義務化に向けた所要経費を措置するとともに、老人保健制度改正による対象年齢の段階的引き上げに伴う負担増を計上し、制度を通じた給付の平等や負担の公平を図り、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のための特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のため、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、最終予算額 2 億 2 億 5 億 9 万 7,000 円に対して、歳入決算額は 2 億 8,113 万 5,951 円で、予算に対する収入率は 94.3%であります。

一方、歳出決算額は 2 億 1 億 6 億 8 万 7,441 円で、予算に対する執行率は 91.4%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は 6,425 万 9,510 円となり、この全額を翌年度に繰り越し、補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金に積み立てするものであります。

次に、認定第 4 号平成 19 年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてあります。平成 19 年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第 3 期介護保険事業計画における施策及び費用の推計をもとに予算編成を行ったものであります。

また、年度途中においては、介護療養病床の増に伴い施設介護サービス費が増額となったため、予算の補正を行い対応したものであります。

予算執行に当たっては、サービスの円滑な提供に努めたほか、第 1 号被保険者の介護保険料の収入確保の強化に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額 1 億 4 億 1,309 万 8,500 円に対し、歳入決算額は 1 億 3 億 8,488 万 5,211 円で、予算に対する収入率は 98.0%であります。

一方、歳出決算額は13億8,379万4,838円で、予算に対する執行率は97.9%であります。

この結果、歳入歳出差引残額は109万373円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第5号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定についてであります。平成19年度予算は、恵まれた自然や生活環境を守り、快適な生活を送るための基盤整備として、管渠整備の充実及び水洗化の普及促進を目指すことを基本に、予算編成を行ったものであります。

年度途中においては、予算の整理等必要な対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、予算審議の経緯を踏まえ、予算で定められた事業目的の達成を基本に、事務的経費の節減、事業の効率的執行に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額10億2,038万4,000円に対し、歳入決算額は9億8,811万9,432円で、予算に対する収入率は96.8%であります。

一方、歳出決算額は9億8,797万5,868円で、予算に対する執行率は96.8%であります。

この結果、歳入歳出差引額は14万3,564円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第6号平成19年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成19年度予算は、奨学金貸付限度額を大学生月額32,000円とし、貸付人員については、大学生6人を予定し、予算編成したところ、実績は予定どおりの6人となったものであります。

決算の状況は、最終予算額431万9,000円に対し、歳入決算額は390万1,470円で、予算に対する収入率は90.3%であります。

一方、歳出決算額は388万270円で、予算に対する執行率は89.8%であります。

この結果、歳入歳出差引額は2万1,200円となり、この全額を翌年度に繰り越して育英基金へ積み立てするものであります。

次に、認定第7号平成19年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成19年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命とし、施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算性の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については最終予算額3億2,842万3,000円に対し、決算額は3億1,688万7,281円で、1,153万5,719円の減収となりました。

一方、支出については、最終予算額3億3,828万9,000円に対し、決算額は3億2,583万221円で、1,245万8,779円の不用額が生じ、当年度純損失は税抜

きで1,493万3,211円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び整備、量水器取りかえ等について予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額1億7,590万2,000円に対し、決算額1億7,548万3,492円となりました。

支出では、最終予算額3億2,483万6,000円に対し、決算額3億1,987万8,935円となり、差し引き1億4,439万5,443円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額678万2,842円、過年度損益勘定留保資金1億3,761万2,601円をもって補てんしたものであります。

最後に、認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成19年度の病院事業は、経営健全化を目的とした長期計画の経営改善目標の達成を進めるとともに、医療機器の新規購入及び更新により医療環境を確保し、地域の基幹的・中核病院として、安全・安心な医療サービスの提供を基本に運営を図りました。

また、近年の入院患者の動向から、病床数を199床に削減したことに伴い、看護基準の見直しによる収入の確保と、人件費・維持管理費の効率的執行に取り組んでまいりましたが、8月において内科医師1名の退職が発生し、大幅な減収を余儀なくされました。

一方、医師不足解消の取り組みとしては、4月から新たに1名の卒後臨床研修医を受け入れたことに加え、大学への医師派遣の依頼や民間病院との連携を進め、医師の確保を図ったところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、人口の減少に加え、医師不足、医療費の個人負担の引き上げに伴う診療離れによる患者数の減少のほか、平成18年度4月からの診療報酬引き下げによる影響が依然とあり、最終予算額25億3,110万5,000円に対し、決算額は24億8,756万8,269円で、4,353万6,731円の減収となりました。

一方、支出については、退職者の不補充対応などにより給与費の抑制を図ったほか、経費の効率的な執行に努めた結果、最終予算額26億7,061万円に対し、決算額は26億2,475万7,654円で、4,585万2,346円の不用額が生じ、当年度純損失は税抜きで1億3,721万289円となり、一時借入金で補てんしました。

次に、資本的収支であります。医療機器の整備を行うとともに、利率の高い起債について国の制度に基づき借りかえを行ったところであります。

収入では、最終予算額2億9,892万円に対し、決算額も2億9,892万円となりました。

支出では、最終予算額3億4,232万2,000円に対し、決算額3億4,232万1,196円となり、差し引き4,340万1,196円の不足額となったものであります。

この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額2万904円、一時借入金4,338万292円をもって補てんしたものであります。

なお、当年度発生留保資金は7,652万234円であり、5億6,299万2,952円の不良債務を生じたものであります。健全化計画において、平成19年度決算での不良債務の金額を5億6,300万円と目標を定めていることから、目標額を超えた赤字分については、一般会計からの経営対策補助金1億500万円の繰り入れをもって目標の達成を図ったところであります。

以上、認定第1号から認定第8号まで、一括説明を申し上げ、別冊の各会計歳入歳出決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、認定第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、認定第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、認定第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、認定第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第8号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中継続審査することに決定しました。

続いてお諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり、11名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました11人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第7 意見書案第8号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

議長（高橋 守氏） 日程の7 意見書案第8号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか2名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

6番（武田悌一氏） 意見書案第8号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について朗読提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっています。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えています。

以上のことから、道民にとって高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかわる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要な課題の一つであります。

こうした中、政府においては、道路特定財源の来年度からの一般財源化を閣議決定したところでありますが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧されるところであります。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請します。

記

1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。

2、新たな整備計画の策定に当たっては、立ちおけている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。

3、地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。

4、今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

意見書案第8号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第8号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第8 意見書案第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

議長（高橋 守氏） 日程の8 意見書案第9号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか2名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇説明願います。

（4番齊藤且氏 登壇）

4番（齊藤 且氏） ただいま上程されました意見書案第9号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を朗読提案させていただきます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが必要であります。

過疎地域がそこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要です。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日。

北海道三笠市議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

意見書案第9号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第9号新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案可決されました。
本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第9 意見書案第10号 農業用生産資材高騰に関する
意見書

議長（高橋 守氏） 日程の9 意見書案第10号農業用生産資材高騰に関する意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷津議員から提案理由の説明を求めます。

谷津議員、登壇説明願います。

（9番谷津邦夫氏 登壇）

9番（谷津邦夫氏） ただいま上程になりました農業用生産資材高騰に関する意見書を朗読提案申し上げます。

世界的な原油価格の高騰がさまざまな分野で深刻な影響をもたらす中、すべての農業生産資材・飼料等が異常な勢いで価格の上昇を続けています。特に20年度肥料価格においては6割も上昇し、コスト低減の努力も簡単に飛んでしまう状況に追い込まれています。北海道における肥料価格上昇分だけで300億円の影響（19年度比）があると言われていいます。これは、単純に肥料の農業経費に占める割合がふえるという問題でなく、農業所得から300億円が黙ってなくなるということであり、農業を基幹産業としている北海道にとって、地域経済に及ぼす影響は多大なものがあります。さらに、農業王国北海道といえども、高齢化と後継者難により、農業の地盤沈下が危惧されているとき、かつてない生産資材の高騰は離農に拍車をかけるものであり、地域社会の崩壊にもつながり、今早急に具体的な対策を打たなければ、地方は取り返しのできない事態に追い込まれていきます。

よって、農業生産の維持と食料の安定供給はもとより、農業を主とする地方を守るために、下記事項を実現するよう強く国に要請いたします。

記

1、肥料、石油製品など生産資材高騰対策。

（1）早急に大幅な価格の値上げが決まった肥料に対し、「肥料価格安定制度」（仮称）を創設すること。

（2）農業用燃油対策として、直接的な価格補てん策を講ずること。

（3）ハウス資材等の高騰に対し、具体的な支援策を講ずること。

（4）配合飼料価格安定制度の運用に対し、万全な財政措置を講ずること。

2、農業所得確保対策。

（1）生産費の急激な上昇に対応できるセーフティネット制度（所得減少影響緩和対策）を創設すること。

(2) コスト上昇分を価格転嫁できるよう、現行の米価格センターの見直しや旧政府管掌作物へ緊急補てんすること。

(3) 低迷が続く野菜価格に対する早急な支援策を講ずること。

(4) 産地づくり交付金、水田・畑作経営安定対策・農地水環境保全対策等各制度における補てん額を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 20 年 9 月 26 日。

北海道三笠市議会。

提出先は記載のとおりでありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

議長(高橋 守氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

意見書案第 10 号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第 10 号農業用生産資材高騰に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第 10 意見書案第 11 号 北海道開発の枠組み堅持を 求める意見書

議長(高橋 守氏) 日程の 10 意見書案第 11 号北海道開発の枠組み堅持を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか 2 名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、藤浪議員から提案理由の説明を求めます。

藤浪議員、登壇説明願います。

(10 番藤浪成憲氏 登壇)

10 番(藤浪成憲氏) ただいま上程されました北海道開発の枠組み堅持を求める意見書を朗読をもって提案いたしますので、よろしく願いいたします。

北海道は、これまで我が国の食料・エネルギー供給基地として、また、北方圏経済交流のかなめとして、その時々、国が抱える課題解決に大きく貢献してまいりましたが、自然資源供給型の開発が優先された結果、経済的自立に必要な社会資本整備は後回しとなり、いまだ整備途上の状況にあります。

また、積雪寒冷、広域分散型地域社会という地域性を持つ北海道は、本来社会資本整備の必要性が高い地域であるにもかかわらず、その整備は本州と比べ立ちおくれ、高速道路においては道内中核都市間のネットワークも未完成であり、北海道の産業構造の転換を図る上で大きな支障となっております。

三笠市においては、幾春別川総合開発事業において、新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設が直轄事業として行われており、北海道開発局の存続の可否はダム建設の進捗に大きく左右するばかりではなく、地域経済にも大きな影響が予測されるところであります。

このような中、北海道開発局入札・発注問題に関連し、北海道開発局廃止論が報道され、原油・原材料価格の高騰、公共事業の縮減等により北海道経済が危機的状況にある中、大きな不安を与えています。

本来、北海道開発局のあり方については、北海道の開発ビジョンの方向性を踏まえ、北海道の財政力に配慮した特例措置や開発予算の一括計上権等の維持を前提とした上で論議すべきものであり、いたずらに不安をあおることとなる性急な存続議論は極めて遺憾であります。

我々は、地方分権改革においては基本的に賛成であります。真の地方分権実現に向け、第1次産業との連携を軸とした産業構造の転換を進める上で、自立化の基盤となる社会資本整備が不可欠であります。

今後、我が国が人口減少社会の到来や環境対策などの課題を踏まえ、変化を先取りし長期的発展を図る上で、北海道の果たすべき役割は従来にも増して重く、国家的見地に立った開発推進が強く求められています。

以上のことから、北海道開発局の使命はいまだ終わっていないことを確認するとともに、北海道開発の枠組みを堅持することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年9月26日。

北海道三笠市議会。

提出先は下記のとおりでございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

意見書案第11号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第 11 号北海道開発の枠組み堅持を求める意見書は、原案可決されました。
本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第 11 意見書案第 12 号 雇用促進住宅の退去困難者
への支援強化に関する意見書

議長（高橋 守氏） 日程の 11 意見書案第 12 号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか 3 名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

（ 3 番佐藤孝治氏 登壇 ）

3 番（佐藤孝治氏） 意見書案第 12 号を朗読によって提案させていただきます。

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書

雇用促進住宅については、規制改革 3 力年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年 4 月 1 日付で廃止決定された 650 住宅について退去を求める入居者説明会などが開催され、現場で多くの混乱が生じています。

各自治体などでは公営住宅への優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められていますが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じています。

については、政府において、以下の取り組みについて特段の配慮を要請します。

記

1、現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。

2、定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるように入居者説明会を急ぐこと。

3、公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。

4、長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 9 月 26 日。

北海道三笠市議会。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

意見書案第12号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第12号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長(高橋 守氏) 以上をもちまして、平成20年第3回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員